

これからも安全に快適に 使用していただくために！



「電動車いす」・・・道路路交通法では「歩行者」となります

「歩行者」としての、交通ルールを守り、周りの交通状況に注意して、安全に行動しましょう。

高さが低いので車の死角に入りやすい

看板や植え込みなどにも、簡単に姿が隠れてしまいます。まして大きな車に近づけば、死角に入りドライバーから見落とされる危険があります。



歩道や路側帯を通る

歩道を通る場合は、歩く人と安全な間隔をとりましょう。歩道がない道路では、自動車等に注意して右端通行をしましょう。



後ろの安全確認も忘れずに！

電柱などをさけるときの、後ろの安全を確かめましょう。

注意！

段差に注意する！

歩道の段差や、縁石などに車いすがひっかかると車道に転倒する危険性もあるので注意しましょう。

一時停止と安全確認は確実に！

見通しの悪いところでは、止まって安全を確認しましょう。

車が見えたら無理をせず、通り過ぎるまで待ちましょう。



横断歩道や信号のあるところから渡る

電動車いすは、「かけ足」ができません。信号が「青」でも次の「青」まで待ちましょう。

青信号で渡る前はもちろん渡っているときも安全を確認しましょう。

